

東海村農業公社（仮称）設立基本構想策定委員会会議録

1 開催日時	平成26年12月19日(金) 15時45分から17時40分まで
2 場所	役場行政棟5F 原子力視察研修室
3 出席者	小林委員, 照沼委員, 永井委員, 佐藤(次)委員, 根本(正)委員, 佐藤委員, 菊池委員, 作山委員, 設楽委員, 黒田委員 (10名)
4 欠席者	岩田委員, 川崎委員, 根本(一)委員, 埴委員, 鈴木委員, 清水委員, 石井委員 (7名)
5 公開又は非公開の別	公開
6 非公開の理由	
7 議題	(1)第1回策定委員会の意見等について (2)アンケート調査の結果について (3)委員会の今後の進め方業務内容別の法人形態について (4)農業公社設立基本構想骨子案について
8 配布資料	別添資料のとおり
9 発言内容	<p>(1) 第1回策定委員会の意見等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし。 <p>(2) アンケート調査の結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者からは、東海村の農業を守るためには税金の投入も止むを得ないとの意見が多く、一般住民からは農業の重要性は認めるものの、税金の投入には懐疑的な意見が多いという結果が報告されたが、この件に関してはもう少し様々な視点から検討を行うことが必要なのではないか。 ・公社の経営について、もっと具体的な経営計画を議論すべきである。総論的な構想ではなく、もう少し経営（村の支援や自主財源の確保）の内容が明確になった内容を検討する場にして欲しい。 <p>(3) 業務内容別の法人形態について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近い将来、東海村で耕作されない農地が増加することが明らかで、農地の受け手として最終的に公社を設立するという必要性には一定の理解を示せる。しかし、土地利用型農業をメインとした経営内容で黒字になるのか。経営計画をきちんと策定し、それを十分に検証してからでないと、新法人を設立するのはリスクが多い。 ・農地中間管理事業の一環として、公社が農地を引き受けたり買取るために設立するのではないのか。 ・公社が赤字になった時に、村から支援があったとした

	<p>ら、これは大きな問題となる。これまで村内の個人や法人が赤字経営になった時の補填を行ってこなかったもので、公社に対する経営支援は無いとの前提で構想を策定しないと大きな問題となる。</p> <p>(4) 農業公社設立基本構想骨子案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この案では全く構想になっていない。具体的な項目と内容を提示してもらわなければ、委員が検討できない。これで議論しろと言われてもイメージさえ湧いてこない骨子案だ。 ・農地の受け手として新たな法人を設立するだけでなく、既存の受け手が営農しやすくすることも立案して貰いたい。農地の集積等解決すべき課題も多い。
10 結 果	<p>(2)のアンケート調査の結果については、中間集計であり、今後、詳細に分析結果を検証して構想に掲載することとした。</p> <p>(3)(4)は構想のメインとなる部分で、委員の議論が十分に行われるべき問題であるため、経営計画の詳細について検討する専門部会（生産法人で構成）を立ち上げ、部会で検討した結果を、次回の策定委員会に付議することとした。</p> <p>なお、公社設立については、農地中間管理事業の開始により喫緊の課題として検討を開始したが、予想した以上に農地の出し手の動きが鈍く、当初の状況とは異なる結果となったことを踏まえ、数年後の設立を想定した構想として位置付けることとした。</p> <p>2月内に専門部会で経営計画を練り上げ、2月末もしくは3月上旬にも構想案を策定することとした。</p>